

安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 7 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 16 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)	本則 (略)
別表(第 2 条、第 3 条関係)	別表(第 2 条、第 3 条関係)

区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)		安芸高田市職員の 給与に関する条例 (平成 16 年条例 第 44 号)第 5 条 に規定する給料表 の適用を受ける者 の旅費相当額	(略)		安芸高田市職員の 給与に関する条例 (平成 16 年条例 第 44 号)第 5 条 に規定する給料表 の適用を受ける者 の旅費相当額
史跡毛利氏城跡保存活用計 画策定委員会委員 学識経験者	日額 13,000 円		史跡毛利氏城跡保存活用計 画策定委員会委員 学識経験者	日額 13,000 円	
一般	日額 7,000 円		一般	日額 7,000 円	
健康あきたかた 21 計画策定 委員会委員	日額 7,000 円				
その他の非常勤の職員	月額報酬については 20 0,000 円、日額報酬につ いては 13,000 円を超え ない範囲内で任命権者 が市長と協議して定め る額		その他の非常勤の職員	月額報酬については 20 0,000 円、日額報酬につ いては 13,000 円を超え ない範囲内で任命権者 が市長と協議して定め る額	
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。